

## 福祉用具センターオープン

お客様に適正な価格で良質な製品を提供するために、協会初の事業として福祉用具貸与・販売を行う「横浜市福祉サービス協会 福祉用具センター」を2月1日にオープンしました。ホームヘルプサービス 21 事業所、地域ケアプラザ 18 館および老人ホーム 3 館をあわせ、43 番目の事業所として早春に産声をあげました。

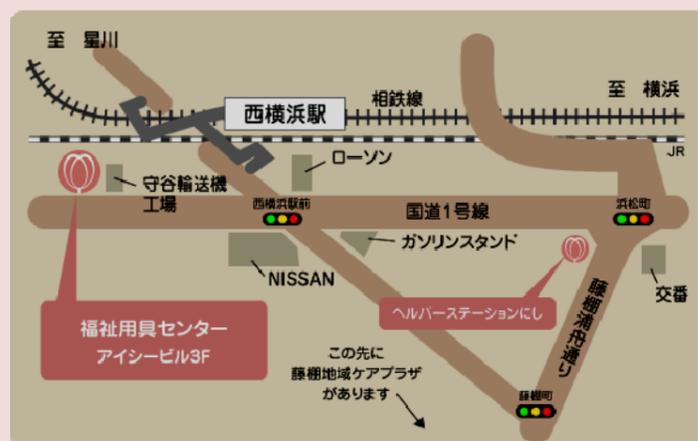
★福祉用具貸与は介護保険の制度のもと、できる限り居宅で自立した日常生活ができるよう、利用される方の希望・状況・環境を考慮し、適切な福祉用具の選定援助・設置・調整等を行います。

取り扱い品目は車椅子・車椅子付属品・特殊寝台（電動ベッドやギャッチベッド）・特殊寝台付属品・床ずれ防止用具（エアマット）・体位変換器・手すり・スロープ・歩行器・歩行補助つえ・認知症老人徘徊感知器具・移動用リフト（つり具の部分を除く）の 12 種目となります。（手すり・スロープとも工事を伴わないもの）

★福祉用具販売は同じく介護保険制度において、排泄や入浴など貸与になじまない、または使用によって形状が変わる福祉用具（これらを要介護 1～5 については「特定福祉用具」、要支援 1・2 については「特定介護予防福祉用具」と言います）を販売します。

取り扱い品目は腰掛便座・入浴補助用具・特殊尿器・簡易浴槽・移動用リフトのつり具の 5 種目となります。

要介護度によってはご利用いただけない品目もありますので、まずケアマネジャーにご相談くださいますようお願いいたします。



〒220-0061 横浜市西区久保町 1-20 アイシービル 3F（相鉄線西横浜駅徒歩 3 分）  
電話：045-250-4321 ファックス：045-250-4322

「介護と福祉のパートナー 大切な暮らしのお手伝いをします」とホームページのトップに掲げている横浜市福祉サービス協会は、お客様のより身近な存在となれるよう歩みを進めてまいります。これからもよろしくようお願いいたします。

## 知って楽になる介護の話 第4回 ～福祉用具編～

第一面に掲載しました「福祉用具センター」の開所を記念して、今回は福祉用具の活用についてご紹介いたします。

福祉施設の介護職員だけでなく、ご家族で介護を行っている方も腰痛になった話はよく聞きます。腰痛になった原因の多くは、介護を行う際の姿勢や動作にあります。また、人が人を「持ち上げる」という力仕事にも問題があります。人が持ち上げることができる重量には限界があり、男性であっても、また2人体制の介助であっても腰に負担がかかってしまうのです。厚生労働省のガイドラインでは、男性が自分の体重の40%、女性は男性の概ね60%が、持てる重量の限界基準となっています。体重70kgの男性では28kgまで、体重50kgの女性では12kg（50kg×40%×60%）までが、持てる重量の限界なのです。

腰痛を予防する手段として、次のような福祉用具の使用があります。

### ★スライディングボード（スライディングシートもあります）



①スライディングボードをお尻の下に差し込みます。

②要介護者の外側の足を進行方向へ移します。

③車いすのひじ掛けに手をかけてもらいます。介助者は右手で骨盤を横から押します。

④車いすにお尻が到達したら、体を傾け姿勢をなおします。

### ★移動用リフト



①床走行リフトです。つり具はベルト式で着脱が簡単です。

②床走行リフトで、床に寝ている人までアームが届くタイプです。

③つり具（スリング）は脚分離型で頭部までサポートがあります。

④特殊な吊り具で、「椅子タイプ」になっています。

下の車輪がついた部分と椅子の部分が分離して、リフトで浴槽に入ることが可能です。